

子どもたちが沢山の大人に可愛がられてゆったりと育つことができるように
親だけに子育てを負わせないでまわりが支えていけるように
じぶんの経験と時間を少しひとのために使うことで
次代を担う子どもたちが健やかに育ってくれることを願って助け合います。

大和市ファミリーサポートセンター依頼会員

登録のご案内

大和市ファミリーサポートセンター

〒242-0004 大和市鶴間1-21-19 眞壁ビル3階
NPO 法人ワークス・コレクティブ チャイルドケア内
TEL 046-205-7371

大和市ファミリーサポートセンターは、大和市の委託事業です。 担当：すくすく子育て課 家庭こども相談係 TEL 046-260-5618

大和市ファミリーサポートセンターとは

子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（支援会員）が、お互い会員となって子育てを助け合う組織です。

NPO法人ワークーズ・コレクティブ チャイルドケアが大和市から委託を受けて運営しています。

1. サポートを受けるためには

“サポート（子育ての援助）を希望する方”は、ファミリーサポートの依頼会員として登録いただきます。
登録できる対象者は、市内に在住・在勤者で、生後0カ月から小学校6年生までの児童を養育している方です。

- ①ファミリーサポートセンター事務所（046-205-7371）に連絡（受付時間 午前9時～午後7時）
 - ②入会説明会に参加する。（月1～2回程度開催）*事前に電話で申し込み必要

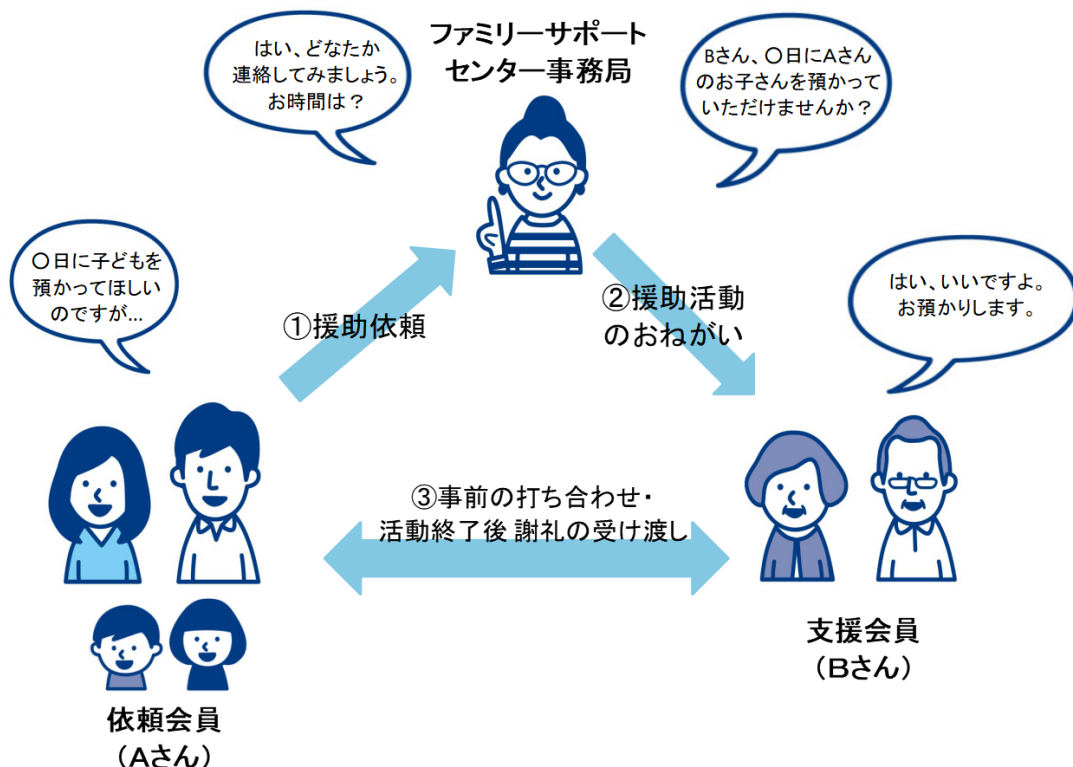
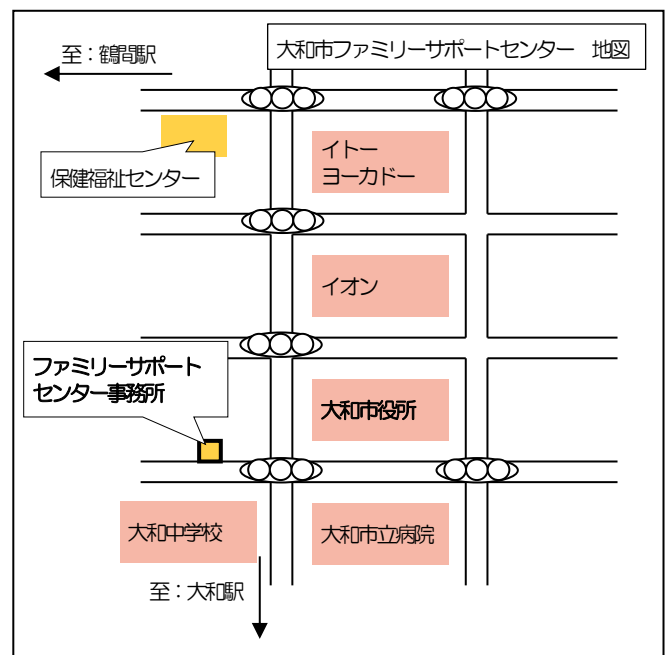
サポートを依頼すると、コーディネーターが、何を、いつ、どのようにしてお手伝いするか打合せをして、支援会員をお知らせし、必要になったら事前に顔合わせを行います。
事前顔合わせの際に確認した内容以外のサポートを求めないようにお願いします。

尚、災害等が発生した場合には、サポートをお断りすることがあります。

また、悪天候による公共交通機関の乱れ等で安全にサポートすることが難しいと判断されるような場合は、事前にご相談させていただきます。

事故のないよう細心の注意を払いますが、万一の場合は地域子育て支援事業補償保険で対応します。

（災害時には保険は適用されません）



2. サポートの内容

- ① 保育施設・学校等の送り迎え
 - ② 保育施設・学校等の登園、登校までの預かりや留守番
 - ③ 保育施設・学校・放課後児童クラブ終了後の預かりや留守番
 - ④ 冠婚葬祭や学校行事の際の預かりや留守番
 - ⑤ 親の仕事時の預かりや留守番
 - ⑥ 親の休養・病気・その他所用の際の預かりや留守番
 - ⑦ 産後6ヵ月までの期間に親が体調不良で在宅している際の沐浴・家事援助
- * 病児サポート（病児預り、代理受診、病児保育室への送り迎え）については別途登録が必要です。
 - * 生後1ヶ月未満のお子さんの場合には、感染症のリスクを避けるため、依頼会員宅での見守りのみとします。

3. 利用できる時間と謝礼（サポート料）

< 利用時間 >

時間内 月曜～金曜 午前7時～午後7時

時間外 土曜・日曜・祝日 及び 月曜～金曜の午前6時～7時・午後7時～10時

- * 午前6時以前、午後10時以降はお預かりできません。
- * 年末年始（12月29日～1月3日）はお預かりできません。

< サポート料 >

	時間内	時間外
1人30分	360円	450円
30分を超え15分ごとに追加	180円	225円

最初の30分までは、それに満たない場合でも30分とみなします。

30分経過後、15分以内は上記の料金が追加されます。

きょうだいで預ける場合は、2人目からサポート料が半額となります。ただし、3人目までを限度とします。

双子のお子さんや年子のお子さんをお預かりする場合で、2人体制としたときは、割引はありません。

小数点以下の端数は、繰り上げさせていただきます。

支援会員が移動を必要とする場合は、自宅を出て帰宅するまでの時間を算入させていただきます。

* 未就学児の預かりのサポート料については、次のすべての条件を満たす場合に無償化の対象となります。無償化の対象となるためには、必ず事前に申請手続きが必要です。

- ・認可保育所等に入所していないこと
 - ・保護者が家庭で保育できない状況（保育の必要性）があること
 - ・0～2歳児は、住民税非課税世帯、生活保護受給世帯、里親世帯のいずれかに該当すること
- 手続きの詳細は、ほいく課認定管理係（046-260-5628）にお問合せください。

* キャンセルは、利用予定日の前日午後7時までに事務所にお知らせください。それ以降のキャンセルと無断キャンセルは30分あたりの謝礼相当額を負担していただきます。

* サポート料は、その都度支援会員にお支払いください。

* 食事（ミルク）・おやつ・おむつ・着替え等は、ご用意ください。事情により支援会員が費用負担した場合には、実費をご負担いただきます。

* 交通費等がかかった場合は、実費をご負担いただきます。

4. 病児・病後児サポートのご案内

病児・病後児とは、病気等により、保育園・学校等に登園・登校できない子どもを指します。
耳鼻科や歯科等を受診後、登園・登校する場合は該当しません。
大和市ファミリーサポートセンター事業の「病児・緊急対応強化事業」です。

サポートを受けられるのは

大和市ファミリーサポートセンターの依頼会員であって、事前に「病児・緊急対応強化事業」に登録した方です。
対象となるのは、市内に在住の生後6か月から小学校6年生までの児童、または市内認可保育園在園児です。
また、大和市の病児保育室で預かり可能な症状のお子さんに限ります。

利用できるのは

平日（月曜～金曜）午前7時から午後7時までです。
*土曜、日曜、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）はお預かりできません。

サポートの内容

サポートの流れ・・・基本サポートと同様（「1. サポートを受けるためには」を参照）

★病児保育室への送迎

病院、病児保育室等への予約は、必ず保護者がしてください。

★保護者に代わっての「代理受診」

代理受診ができるのは、病児サポートの代理受診を承諾しているかかりつけ医です。

代理受診を希望される方には、事前に委任状を書いていただきます。

（委任状がないと代理受診はできません。）

代理受診後、必ず保護者がかかりつけ医から病状を確認してください。

★支援会員または依頼会員宅での預かり

食事（ミルク）・おやつ・おむつ・着替え等は、原則ご用意ください。

利用を希望する方は

まずは事務所に登録説明会の日程を確認し、説明会参加の予約をしてください。
説明会当日は、基本サポートの登録と病児サポートの登録ができます。

利用に向けて

利用の前に担当する支援会員との顔合わせを行います。

顔合わせの際は、登録書をもとにコーディネーターと支援会員が、お子さんの状況、依頼される内容について詳しく伺い、打ち合わせをします。

病児サポートに対する謝礼（サポート料）

	時間内	*時間外
1人30分	400円	*500円
30分を超え15分ごとに追加	200円	*250円

*きょうだいで複数のお子さんをお預かりする場合は、一人のお子さんに対して一人の支援会員という対応になります。
*受診料など支援会員が費用を負担した場合は、サポート料と合わせてその都度、実費を支援会員にお支払いください。

サポートの依頼は、
ファミリーサポート病児専用携帯（090-2903-2313）に電話をしてください。
キャンセルは、前日の午後7時までに事務所（046-205-7371）にお知らせください。
以降は、キャンセル料として30分あたりの謝礼相当額をいただきます。